

改正

昭和42年7月14日規則第11号
昭和44年4月1日規則第4号
平成4年3月31日規則第9号
平成10年2月23日規則第5号
平成13年1月19日規則第4号
平成14年4月1日規則第35号
平成20年1月25日規則第1号
平成23年2月3日規則第5号
平成23年3月24日規則第22号

芦別市医師及び看護師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芦別市医師及び看護師修学資金貸与条例（昭和40年条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請手続)

第2条 条例第2条に規定する申請は、修学資金貸与申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 条例第2条第1号に規定する者に貸与する修学資金
 - ア 戸籍謄本
 - イ 履歴書
 - ウ 健康診断書
 - エ 在学証明書又は入学試験に合格したことを証する書類
 - オ 条例第3条第1号に規定する入学金に相当する額の貸与を受ける場合は、当該額を確認できる書類
- (2) 条例第2条第2号に規定する者に貸与する修学資金
 - ア 前号アからウまでに掲げる書類
 - イ 在学証明書又は入学を証する書類

(貸与額の単位)

第2条の2 条例第3条に規定する修学資金の額は、10,000円単位とする。

(貸与の決定の通知)

第3条 条例第4条の規定に基づく通知は、修学資金貸与可否決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(貸与の契約)

第4条 条例第5条に規定する契約は、修学資金貸与契約書（別記第3号様式又は別記第3号様式の2）により行うものとする。

(連帯保証人の変更)

第4条の2 条例第5条の2第3項に規定する届出は、連帯保証人の変更届（別記第3号様式の3）によるものとする。

(貸与額の変更の申請等)

第4条の3 条例第7条の2第2項に規定する申請書は、修学資金貸与額変更申請書（別記第4号様式）によるものとする。

2 条例第7条の2第3項の規定に基づく通知は、修学資金貸与額変更決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

3 条例第7条の2第4項に規定する変更契約は、修学資金貸与変更契約書（別記第6号様式）により行うものとする。

（修学資金の交付）

第5条 修学資金は、毎月10日に当月分を交付する。ただし、条例第7条第1項ただし書及び第2項の規定による場合、その日が休日に当たる場合その他市長が特別の事情があると認めた場合は、繰り上げて交付することができる。

2 修学資金の交付は、送金又は口座振込の方法によつて行うものとする。

（借用証書）

第6条 条例第8条に規定する借用証書は、修学資金借用証書（別記第7号様式）によるものとする。

2 借用証書は、毎年3月10日から3月31日までの間に提出しなければならない。ただし、同月分の修学資金の貸与を受ける前に条例第9条第1項の規定に基づく貸与の決定の取消しを受けたとき、又は同条第2項の規定に基づき貸与が休止されたときは、次条の規定に基づく通知を受けた日から20日以内に提出しなければならない。

（貸与決定の取消し等の通知）

第7条 市長は、条例第9条の規定により貸与の決定を取り消したとき、又は貸与を休止したときは、修学資金貸与取消（休止）通知書（別記第8号様式）により修学生に通知するものとする。

（確約書）

第8条 条例第9条第3項に規定する卒業することを確約する書類は、卒業確約書（別記第9号様式）によるものとする。

（返還の誓約書）

第9条 条例第11条第3項に規定する返還誓約書は、別記第10号様式によるものとする。

2 条例第11条第4項の規定により市長の承認を受けようとする者は、返還方法及び返還額変更承認申請書（別記第11号様式。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出するものとする。

（返還方法等の変更の決定）

第10条 市長は、変更承認申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、返還方法及び返還額変更承認可否決定通知書（別記第12号様式）により申請者に通知するものとする。

（返還猶予の申請）

第11条 条例第12条第2項に規定する申請書は、返還猶予申請書（別記第13号様式）によるものとする。

（返還猶予の決定）

第12条 市長は、返還猶予申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、返還猶予の可否を決定し、返還猶予可否決定通知書（別記第14号様式）により申請者に通知するものとする。

（学業成績証明書及び健康診断書の提出）

第13条 条例第14条に規定する学業成績証明書及び健康診断書の提出は、毎年4月15日までに、学業成績証明書にあつては前学年度末における学業成績を証する書面を、健康診断書にあつては最新のものを提出することによつて行うものとする。

(届出)

第14条 条例第15条に規定する届出は、住所等変更届（別記第15号様式）によるものとする。

(修学資金貸与原簿の備付け)

第15条 市長は、修学資金の貸与及び返還の状況を明らかにするため、修学資金貸与原簿を備えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。